

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院（以下「B病院」という。）に雇用され、看護師として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、放射線検査や治療に関する業務に従事したことから、白内障に罹患した可能性があり、平成〇年頃から視力の低下を自覚し、職務遂行に支障を来すようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、B病院に受診したところ「両眼レーシック術後再近視化、ドライアイ」と診断された。

請求人は、「両眼白内障による視力低下」と記載された請求書を提出して、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、長期間電離放射線に被ばくする業務に従事したことにより白内障に罹患したと主張するので、以下、検討する。
- (2) 電離放射線にさらされる業務による白内障等の放射線眼疾患は、労働基準法施行規則第35条で定める業務上疾病に該当するので、「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準について」(昭和51年11月8日基発第810号。以下、「認定基準」という。)に基づき、以下、判断する。
- (3) まず、決定書第2の2の(2)のイの(イ)に説示のとおり、請求人の業務内容及び従事期間からみて被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生した白内障であることの認定要件は満たしていると認められる。
- (4) 次に、水晶体混濁による視力障害を伴う白内障であることの認定要件を満たしているかについて検討する。

この点、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付のC医師の意見書によれば、請求人には年齢相応の水晶体の混濁(広義の白内障)は認められるが、瞳孔領の視力に影響するような水晶体の混濁(狭義の白内障)は認められないとされている。

事実、平成〇年〇月〇日付けC医師作成の意見書には、平成〇年〇月〇日受診時の請求人の裸眼視力は、遠方(0.6/1.5)、近方(0.3/0.2)であり、視力障害があることが認められるが、両眼レーシック術後の再近視化(屈折異常)と診断されており、平成〇年〇月〇日時点の矯正視力は、右1.5、左1.5であり、良好と記載されている。

したがって、請求人の訴える視力障害の主な原因はレーシック手術後の再近

視化（屈折異常）等であって、矯正後の両眼の視力が良好であることから、認定要件に定める水晶体混濁による視力障害を伴う白内障であるとは認められない。

（５）認定要件のうち、相当量の電離放射線を眼に被ばくした事実があることについては、請求人の眼の近傍の被ばく量が不明であること、腰部に装着していた線量計はプロテクターの内側であったことから当該線量から眼の被ばく量の推定もできないことから客観的評価はできない。

（６）以上のように、請求人の白内障は認定要件のいずれも満たすこととする業務上疾病の認定基準を満たしておらず、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

３ 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。